ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1)　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

(2)　［略］

(3)　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上継続すること。

(4)　［略］

(5)　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

(6)～(13)　［略］

ハ　［略］

ニ　ナトリウム冷却型高速炉（ハに規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

［略］

ホ　試験研究用原子炉（ニに規定するナトリウム冷却型高速炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）

(1)　原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。

(2)　原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。

(3)　［略］

(4)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

ヘ　実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、

(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。

(2)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺に

ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1)　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

(2)　［同上］

(3)　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分以上）継続すること。

(4)　［同上］

(5)　原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。

(6)～(13)　［同上］

ハ　［同上］

ニ　ナトリウム冷却型高速炉（ハに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

［同上］

ホ　試験研究用原子炉（ニに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）

(1)　原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。

(2)　原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。

(3)　［同上］

［加える。］

ヘ　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及

(1)　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。

(2)　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺に